

TOKYO PRO-BOND Market 上場規程	TOKYO PRO-BOND Market 上場規程施行規則
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、業務規程第4条第4項の規定に基づき、当取引所の市場に上場する債券等の上場、上場廃止その他の必要な事項を定める。</p> <p>2 当取引所は、プリンシプルベースの考え方に基づき、この規程を運用する。すなわち、当取引所は、この規程の運用に当たっては、各条項の趣旨及び当該各条項に関連する原則的な事項を定めた条項の趣旨に沿って、当取引所の市場の透明性、公正性を確保する観点を踏まえ、適切な判断を行うものとする。</p> <p>(資料等に使用する言語)</p> <p>第2条 上場債券等の発行者、新規上場申請者及びプログラム上場を行う者が、開示する資料を作成する場合は、英語若しくは日本語のいずれか又は双方の言語を選択しなければならない。</p> <p>(本国等の法制度等の勘案)</p> <p>第3条 当取引所は、上場債券等の発行者、新規上場申請者及びプログラム上場を行う者に対する当取引所の規則の適用にあたっては、当該上場債券等の発行者、新規上場申請者及びプログラム上場を行う者の本国等における法制度、実務慣行等を勘案するものとする。</p> <p>第2章 新規上場</p> <p>(新規上場申請等)</p> <p>第4条 新規上場申請者は、当取引所に対して、施行規則で定める「有価証券新規上場申請書」を提出しなければならない。</p> <p>(プログラム上場)</p> <p>第5条 債券等の上場申請を行おうとする者は、当該債券</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、TOKYO PRO-BOND Market 上場規程 (以下「規程」という。)に基づき、当取引所が定める事項について規定する。</p> <p>(有価証券新規上場申請書の様式)</p> <p>第2条 規程第4条に規定する「有価証券新規上場申請書」は、別記第1号様式によるものとする。</p> <p>(プログラム上場)</p> <p>第3条 規程第5条第1項に規定するプログラム情</p>

TOKYO PRO-BOND Market 上場規程	TOKYO PRO-BOND Market 上場規程施行規則
<p>等が第9条各号に掲げる要件（この場合において、第9条第1号中「当該債券等若しくは当該債券等に係るプログラム情報」とあるのは「当該債券等に係るプログラム情報」と読み替え、第9条第2号中「当該債券等を引き受ける主幹事証券会社（金融商品取引業等に関する内閣府令第147条第3号に定める主幹事会社に相当する業務を行う者をいう。）」とあるのは「元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものとしてプログラム情報にその名称を記載された者」と読み替える。）を満たしている場合には、当取引所に対して、施行規則で定めるプログラム情報を提出することができる。プログラム情報の内容及び様式は、施行規則で定めるところによる。この場合において、プログラム上場を行う者は、施行規則で定める「プログラム上場に係る確約書」を当取引所に対して提出するものとする。</p> <p>2 プログラム上場に係る債券等が特定有価証券である場合には、当該債券等の新規上場申請を行おうとする者並びに運用会社及び受託者（当取引所が当該債券等の性質に鑑み必要と認める者に限る。）は、連名で前項に規定するプログラム上場に係る確約書を提出しなければならない。</p> <p>3 プログラム上場を行おうとする複数の者は、当取引所に対して、第1項に定めるプログラム情報を共同して提出することができる。なお、この場合においても、第1項に規定するプログラム上場に係る確約書についてはそれぞれの者が各々当取引所に対して提出しなければならない。</p> <p>4 当取引所及びプログラム上場を行う者は、第1項に規定するプログラム情報及びプログラム上場に係る確約書を、施行規則で定める方法により公表しなければならない。</p> <p>5 前項に従って公表されたプログラム情報に記載される内容について、変更又は訂正すべき事項が生じた場合には、プログラム上場を行う者は直ちに当該変更又は訂正の内容を、施行規則で定める方法により公表しなければならない。</p>	<p>報の内容は、別記第2号様式に掲げる事項に関する情報とする。債券等の上場申請を行おうとする者は、プログラム情報を作成するに当たっては、別記第2号様式その他当取引所が適当と認める様式を用いなければならない。</p> <p>2 規程第5条第1項に規定する「プログラム上場に係る確約書」は、別記第3号様式によるものとする。</p> <p>3 規程第5条第4項及び第5項に規定する方法は、次の各号に掲げる掲載を全て継続して行う方法とする。</p> <p>(1) 当取引所のウェブサイトへの掲載</p> <p>(2) プログラム上場を行う者の情報を掲載するウェブサイトへの掲載</p>

TOKYO PRO-BOND Market 上場規程	TOKYO PRO-BOND Market 上場規程施行規則
<p>(新規上場申請時の提出書類等)</p> <p>第6条 新規上場申請者は、当取引所に対して、上場申請時に、次の各号に掲げる書類等を提出しなければならない。</p> <p>(1) 特定証券情報 (法第3条各号に規定する有価証券の取得勧誘を行う場合を除く。)</p> <p>(2) 施行規則で定める新規上場申請に係る債券等の発行要項 (法第3条各号に規定する有価証券の取得勧誘を行う場合に限る。)</p> <p>(3) 施行規則で定める「新規上場申請に係る宣誓書」 (新規上場申請に係る債券等に関してプログラム上場に係る確約書を提出していない場合に限る。)</p> <p>(4) その他当取引所が必要と認める書類等</p> <p>2 特定証券情報の内容及び様式は、施行規則で定めるところによる。</p> <p>3 特定証券情報に掲げられる財務書類には、施行規則で定める監査報告書等を添付しなければならない。ただし、新規上場申請者が、特定有価証券の発行者であり、その設立後最初の連結会計年度又は事業年度内に特定証券情報を提出する場合であって、当取引所が適当と認めるときは、監査報告書等の添付を要しない。</p> <p>4 特定証券情報に掲げられる財務書類は、日本会計基準、米国会計基準、国際会計基準その他施行規則で定める会計基準のうちいずれかに基づいて作成しなければならない。</p>	<p>(新規上場申請に係る提出書類等)</p> <p>第4条 規程第6条第1項第2号に規定する新規上場申請に係る債券等の発行要項の内容は、別記第5号様式の第一部証券情報に相当する情報とする。</p> <p>2 規程第6条第1項第3号に規定する「新規上場申請に係る宣誓書」は、別記第4号様式によるものとする。</p> <p>3 規程第6条第2項に規定する特定証券情報の内容は、証券情報等内閣府令第2条第2項第1号イからニまでに掲げる事項 (新規上場申請者が既に1年間継続して企業内容等の開示に関する内閣府令第9条の3第2項に規定する有価証券報告書 (当該有価証券が外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令第1条第1号に規定する外国債等である場合には、同令第6条の2第2項に規定する有価証券報告書) を提出している場合は、その旨並びに同項第1号イ及びロに掲げる事項) に関する情報 (債券等が特定有価証券に該当する場合には、同項第2号イからニまでに掲げる事項に関する情報) とする。新規上場申請者は、特定証券情報を作成するにあたっては、別記第5号様式その他当取引所が適当と認める様式を用いなければならない。</p> <p>4 規程第6条第3項に規定する監査報告書等は、「無限定適正意見」又はこれに準ずる意見が記載されたものであり、かつ、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。</p> <p>(1) 日本において一般に公正妥当と認められる監査の基準又はこれと同等の基準に準拠して実施された監査の結果が記載されたものであること。</p> <p>(2) 法第193条の2に規定する監査証明に相当する証明、又はこれと同等のものが記載されたものであること。</p> <p>(3) 監査法人によって作成されたものであること。</p> <p>(4) 最近連結会計年度又は事業年度に係るものであること。</p>

TOKYO PRO-BOND Market 上場規程	TOKYO PRO-BOND Market 上場規程施行規則
<p>(新規上場申請時の公表)</p> <p>第7条 当取引所及び新規上場申請者は、前条第1項に定める提出書類を、施行規則で定める方法により上場申請日に公表しなければならない。</p> <p>2 前項に従って公表された特定証券情報又は新規上場申請に係る債券等の発行要項に記載される内容について、変更又は訂正すべき事項が生じた場合には、新規上場申請者は直ちに当該変更又は訂正の内容を、施行規則で定める方法により公表しなければならない。</p> <p>(その他の提出書類等)</p> <p>第8条 当取引所は、新規上場申請者に対し、当取引所が適当と認める報告又は資料の提出を求めることができるものとする。</p> <p>(上場適格性要件)</p> <p>第9条 新規上場申請に係る債券等は、次の各号に掲げる上場適格性要件を満たしていなければならない。</p> <p>(1) 当該債券等若しくは当該債券等に係るプログラム情報が、格付業者(法第2条第36項に規定する信用格付業者及び外国法に準拠して設立された格付会社であって信用格付業者に対する規制・監督の枠組みと同等と認められる規制・監督の枠組みに服するものをいう。)による格付けを取得していること又は当該債券等が施行規則に定める要件を満たすこと。</p> <p>(2) 当該債券等を引き受ける主幹事証券会社(金融商品取引業等に関する内閣府令第147条第3号に定める主幹事会社に相当する業務を行う者をいう。)若しくは当該債券等の発行者が当取引所の作成する「主</p>	<p>5 規程第6条第4項に規定する施行規則で定める会計基準とは、日本会計基準、米国会計基準又は国際会計基準の3基準のいずれかと同等であることを、当取引所が認めた基準とするものとする。この場合において、当該3基準のいずれかとの差異を監査法人の監査を受けた上で開示(いわゆる調整開示)しなければならない。</p> <p>(新規上場申請時の公表の方法)</p> <p>第5条 規程第7条第1項及び第2項に規定する方法並びに証券情報等内閣府令第3条第1号、第5条第2項第1号及び第8条第2項第1号に規定する特定取引所規則において定める公表の方法は、次の各号に掲げる掲載を全て継続して行う方法とする。</p> <p>(1) 当取引所のウェブサイトへの掲載</p> <p>(2) 新規上場申請者の情報を掲載するウェブサイトへの掲載</p> <p>(上場適格性要件)</p> <p>第6条 規程第9条第1号に規定する施行規則に定める要件とは、当該債券等が規程第25条第1号⑦、⑧又は⑩に掲げる有価証券であること又は国、国内外の地方公共団体若しくは当取引所が適当と認める金融機関による保証を受けていることをいう。</p> <p>2 規程第9条第2号に規定する「主幹事証券会社リスト」への登録は、当該リストへの登録を希望する者からの申請を受け、当取引所がこれまでの債券等の引受実績等を勘案して登録を認めることにより行う。</p> <p>3 当取引所は、当取引所が適当と認める場合には、「主幹事証券会社リスト」に登録された者の登録を取り消すことができる。</p>

TOKYO PRO-BOND Market 上場規程	TOKYO PRO-BOND Market 上場規程施行規則
<p>幹事証券会社リスト」に登録されていること又は当該債券等が施行規則に定める要件を満たすこと。</p> <p>(上場承認)</p> <p>第10条 当取引所は、新規上場申請に係る債券等について前条各号に掲げる上場適格性要件を満たすことが確認された場合には、申請に係る債券等の上場を承認するものとする。</p> <p>(上場承認の公表)</p> <p>第11条 当取引所は、新規上場申請について承認した場合は、その旨を公表するものとする。</p> <p>(上場契約)</p> <p>第12条 新規上場申請に係る債券等を当取引所が上場する場合は、当該新規上場申請に係る新規上場申請者は、当取引所に対して、施行規則で定める「上場契約書」を提出するものとする。ただし、第5条に規定する新規上場申請に係るプログラム上場に係る確約書を提出している場合はこの限りでない。</p> <p>2 新規上場申請に係る債券等が特定有価証券である場合には、当該債券等の新規上場申請者並びに運用会社及び受託者(当取引所が当該債券等の性質に鑑み必要と認める者に限る。)は、前項に準じて、連名で「上場契約書」を提出しなければならない。</p> <p>3 この規程の適用において、前項の運用会社及び受託者は、上場債券等の発行者、新規上場申請者及びプログラム上場を行う者と同様に取り扱うものとする。ただし、当取引所が適当と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 上場債券等の発行者、新規上場申請者、プログラム上場を行う者、運用会社及び受託者は、この規程その他の規則に定める義務を履行するに際し、相互に必要な連絡及び協力を行わなければならない。</p> <p>5 当取引所は、新規上場申請に係る債券等の上場日に、その銘柄を上場有価証券原簿に記載する。</p>	<p>4 規程第9条第2号に規定する施行規則に定める要件とは、当取引所が適当と認める金融機関が当該債券等の総額を購入していることをいう。</p> <p>(上場契約書)</p> <p>第7条 規程第12条第1項に規定する「上場契約書」は、別記第6号様式によるものとする。</p>

TOKYO PRO-BOND Market 上場規程	TOKYO PRO-BOND Market 上場規程施行規則
<p>第3章 上場後の義務</p> <p>第1節 発行者の情報の開示義務</p> <p>(ディスクロージャー)</p> <p>第13条 上場債券等の発行者及びプログラム上場を行う者（以下「上場債券等の発行者等」という。）は、投資者への適時、適切な上場債券等の発行者等の情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な上場債券等の発行者等の情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。</p> <p>2 上場債券等の発行者等は、上場債券等の発行者等の情報の開示を行う場合は、当取引所及び当該上場債券等の発行者等の情報を掲載するウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。</p> <p>(重要な発行者等の情報の開示)</p> <p>第14条 上場債券等の発行者等は、投資者の投資判断に重大な影響を及ぼし得る事項について、施行規則で定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。ただし、国内若しくは海外の金融商品取引所に上場している株券等（TOKYO AIM上場規程第43条第1号に規定する株券等をいう。以下同じ。）の発行者若しくは当該発行者の完全子会社又は第25条第1号⑦から⑬までに掲げる有価証券の発行者についてはこの限りでない。</p> <p>(発行者情報の開示)</p> <p>第15条 上場債券等の発行者（有価証券報告書の提出義務のある発行者及び当該上場債券等が法第3条各号に規定する有価証券であって当該上場債券等に係る取得勧誘を行う場合における当該上場債券等の発行者を除</p>	<p>(重要な発行者の情報の開示)</p> <p>第8条 規程第14条に基づき開示すべき事項は、日本の証券市場における適切な適時開示基準として別表1に掲げる基準により開示すべき事項を含むものとする。</p> <p>2 規程第14条の規定に基づき開示すべき内容は、以下の各号に掲げる内容であって、投資者の投資判断に重大な影響を及ぼし得るものとする。</p> <p>(1) 上場債券等の発行者等が開示すべき事項を決定した理由又は開示すべき事項が発生した経緯</p> <p>(2) 開示すべき事項の概要</p> <p>(3) 開示すべき事項の今後の見通し</p> <p>(4) その他投資判断上重要と認められる事項</p> <p>(発行者情報)</p> <p>第9条 規程第15条に規定する発行者情報の内容は、証券情報等内閣府令第7条第3項第1号イからハまでに掲げる事項に関する情報（債券等が特定有価証券に該当する場合には、同項第2号イからハマ</p>

TOKYO PRO-BOND Market 上場規程	TOKYO PRO-BOND Market 上場規程施行規則
<p>く。)は、事業年度(当該発行者が発行者である有価証券が特定有価証券である場合にあっては当該有価証券に係る特定期間とし、当該発行者が会社以外の者である場合にあっては事業年度又はこれに準ずる期間とする。)の終了後3か月以内に、発行者情報を作成し、公表しなければならない。発行者情報の内容、様式及び公表の方法は、施行規則で定めるところによる。</p> <p>2 前項に規定する発行者情報に記載される内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、上場債券等の発行者は、直ちに当該変更又は訂正の内容を、施行規則で定める方法により公表しなければならない。</p> <p>3 第1項に規定する発行者情報に掲げられる財務書類には、施行規則で定める監査報告書等を添付するものとする。</p>	<p>で掲げる事項に関する情報)とする。上場債券等の発行者は、発行者情報を作成するにあたっては、別記第7号様式その他当取引所が適当と認める様式を用いなければならない。</p> <p>2 前項の書面に掲げられる財務書類の会計基準については、規程第6条第4項に準じるものとする。</p> <p>3 規程第15条第1項及び第2項に規定する施行規則で定める公表の方法並びに証券情報等内閣府令第7条第1項第1号、第9条第1号及び第11条第1号に規定する特定取引所規則において定める公表の方法は、第5条各号に掲げる掲載を全て継続して行う方法とする。</p> <p>4 規程第15条第3項に規定する施行規則で定める監査報告書等は、第4条第4項各号に掲げる基準を満たすものでなければならない。</p>
<p>(発行者等の情報に係る照会事項の報告及び開示)</p> <p>第16条 上場債券等の発行者等は、上場債券等の発行者等の情報に関し当取引所が照会(施行規則で定める照会を含む。)を行った場合は、直ちに照会事項について当取引所に報告するものとする。この場合において、当取引所が必要と認めるときは、上場債券等の発行者等は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p>	<p>(発行者の情報に係る照会)</p> <p>第10条 規程第16条に規定する施行規則で定める照会とは、当取引所が上場債券等の売買管理上必要と認めて行う照会(当取引所が、当取引所の市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため必要があると認めて、発行者の情報の発生から公表に至る経緯等について行う照会を含む。)をいう。</p>
<p>(発行者のウェブサイト)</p> <p>第17条 上場債券等の発行者、新規上場申請者及びプログラム上場を行う者は、上場申請の日以降、施行規則で定める事項を当該者の情報を掲載するウェブサイトに掲載し、無料で投資者の閲覧に供するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、上場債券等の発行者、新規上場申請者及びプログラム上場を行う者は、常に最新の情報がウェブサイトに掲載され、投資者が当該情報を支障なく閲覧できるよう合理的な努力を行うものとする。</p>	<p>(発行者のウェブサイトでの開示内容)</p> <p>第11条 規程第17条第1項に規定する施行規則で定める事項とは、次の各号に掲げる上場債券等の発行者、新規上場申請者及びプログラム上場を行う者の区分に従い、当該各号に定める事項をいう。</p> <p>(1) 法第3条各号に規定する有価証券に係る上場債券等の発行者、新規上場申請者及びプログラム上場を行う者</p> <p>a 上場債券等の発行要項</p> <p>b その他投資者の投資情報収集に資するものとして当取引所が必要と認める事項</p>

TOKYO PRO-BOND Market 上場規程	TOKYO PRO-BOND Market 上場規程施行規則
<p>第2節 その他の義務</p> <p>(債券等の譲渡制限)</p> <p>第18条 上場債券等の発行者は、法第2条第3項第2号ロ(2)の規定その他特別の法律の規定に基づくものを除き、上場債券等の譲渡について制限を行ってはならない。</p> <p>(上場に関する料金)</p> <p>第19条 上場債券等の発行者、新規上場申請者及びプログラム上場を行う者は、新規上場料、プログラム上場料その他の上場に関する料金を施行規則で定めるところにより支払うものとする。</p> <p>第4章 市場秩序の維持</p> <p>第1節 実効性確保手段</p> <p>(実効性確保手段)</p> <p>第20条 当取引所は、上場債券等の発行者等に対して、この規程その他の規則への遵守を確保するため、当取引</p>	<p>(2) 前号以外の有価証券に係る上場債券等の発行者、新規上場申請者及びプログラム上場を行う者(有価証券報告書の提出義務のある者を除く。)</p> <p>a 特定証券情報</p> <p>b 発行者情報</p> <p>c その他投資者の投資情報収集に資するものとして当取引所が必要と認める事項</p> <p>(3) 第1号以外の有価証券に係る上場債券等の発行者、新規上場申請者及びプログラム上場を行う者(有価証券報告書の提出義務のある者に限る。)</p> <p>a 特定証券情報</p> <p>b 有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書並びにこれらの訂正報告書</p> <p>c その他投資者の投資情報収集に資するものとして当取引所が適当と認める事項</p> <p>(上場に関する料金)</p> <p>第12条 新規上場料、プログラム上場料その他上場に関する料金の金額及び支払期限は、別表2に定めるところによるものとする。</p> <p>(実効性確保手段の手続)</p> <p>第13条 当取引所は、規程第20条第2項各号に掲げる措置を講じようとする場合には、当該措置の対</p>

TOKYO PRO-BOND Market 上場規程	TOKYO PRO-BOND Market 上場規程施行規則
<p>所の市場の運営上必要と認められる報告を求め、書類を提出させることができる。</p> <p>2 当取引所は、上場債券等の発行者等がこの規程その他の規則に違反したと当取引所が認める場合は、当該上場債券等の発行者等に対して、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる措置（以下「措置」という。）を講じることができる。</p> <p>（1）警告措置</p> <p>（2）違約金の賦課措置</p> <p>（3）プログラム情報に基づく新規上場の禁止措置</p> <p>（4）上場債券等の上場廃止措置</p> <p>3 当取引所は、前項第1号から第3号までのいずれかに掲げる措置を講じる場合において、当取引所が必要と認めるときには、その事実を公表することができる。</p> <p>4 当取引所は、第2項第4号に掲げる措置を講じる場合は、当該措置の対象上場債券等について整理銘柄に指定するとともに公表するものとする。</p>	<p>象となる上場債券等の発行者等に対して、あらかじめ意見を述べる機会及び証拠を提出する機会を付与しなければならない。ただし、当取引所は、規程第20条第2項第1号から第3号までのいずれかの措置を講じようとする場合は、意見を述べる機会及び証拠を提出する機会を付与しないで、かかる措置を講じることができる。</p> <p>2 当取引所は、前項の規定による意見を述べる機会及び証拠を提出する機会を付与するときは、相当な期間において、措置の対象となるべき上場債券等の発行者等に対して、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>（1）予定される措置の内容</p> <p>（2）当取引所の認定した事実並びにこれに対する法令及び諸規則の適用</p> <p>（3）当取引所に対し、前2号に掲げる事項について、意見を述べること及び証拠を提出することができる旨並びにそれらの期限</p> <p>3 措置は、上場債券等の発行者等に当該措置の内容を示した書面を送達することによって、その効力を生ずる。</p>
<p>（異議の申立て）</p> <p>第21条 上場債券等の発行者等は、前条第2項の措置に不服があるときは、施行規則で定めるところにより、当取引所に対して異議の申立てを行うことができる。</p> <p>2 当取引所は、施行規則で定めるところにより、措置を変更し、又は取り消すことができる。</p>	<p>（異議の申立手続）</p> <p>第14条 規程第21条第1項に規定する異議の申立てを行う場合には、上場債券等の発行者等は、前条第3項に規定する書面の送達があった日から10営業日以内に、異議の対象となる措置の内容及び異議の理由を記載した書面をもって行うものとする。</p> <p>2 当取引所は、前項に規定する異議の申立てがあった場合には、異議の内容について審査を行った上で、異議の対象となる措置を変更し、又は取り消すことができる。</p> <p>3 当取引所は、前項に規定する審査を行った場合には、異議の申立てを行った上場債券等の発行者等に対して、その結果を通知するものとする。</p> <p>4 当取引所は、規程第20条第3項又は第4項に基</p>

TOKYO PRO-BOND Market 上場規程	TOKYO PRO-BOND Market 上場規程施行規則
<p>(売買停止及び停止解除)</p> <p>第22条 当取引所が上場債券等の売買の停止又は停止解除をしたときは、これを速やかに当該上場債券等の発行者に連絡するものとする。</p> <p>第2節 上場廃止等</p> <p>(上場廃止)</p> <p>第23条 当取引所は、上場債券等が次の各号のいずれかに該当する場合、直ちに、当該上場債券等を整理銘柄に指定するとともに公表するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 最終償還期限が到来する場合 (2) 債券等の全額について最終償還期限を繰り上げて償還する場合 (3) 吸収分割又は新設分割により上場債券等に係る債務が他の会社に承継される場合 (4) 上場債券等の発行者が特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書について重大な虚偽記載を行った場合 (5) 上場債券等が期限の利益を喪失した場合 (6) 前各号のほか、当取引所が上場廃止を適当と認めた場合 <p>2 当取引所は、整理銘柄に指定した上場債券等を、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日に上場廃止するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第20条第4項又は前項第4号から第6号までのいずれかの規定により整理銘柄に指定した銘柄 当取引所がその都度定める日 (2) 前項第1号の規定により整理銘柄に指定した銘柄 最終償還期限から起算して5日前(休業日を除外す 	<p>づき措置を公表した場合であって、第2項の規定に基づき当該措置を変更又は取り消したときは、その旨を公表するものとする。</p> <p>(上場廃止)</p> <p>第15条 上場債券等の発行者は、規程第23条第1項第2号から第5号までのいずれかに該当するおそれがあると判断した場合には、直ちに当取引所に対してその旨を報告するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 規程第23条第1項第1号に規定する場合には、規程第23条第2項第2号に定める日の7日前に同号に該当するものとして取り扱う。 3 規程第23条第1項第2号に規定する場合には、当該上場債券等の発行者から、当該償還を行う旨の決定に係る書面による報告を受けた時に同号に該当するものとして取り扱う。

TOKYO PRO-BOND Market 上場規程	TOKYO PRO-BOND Market 上場規程施行規則
<p>る。以下日数計算において同じ。) の日</p> <p>(3) 前項第2号の規定により整理銘柄に指定した銘柄 繰上償還の日(繰上償還の日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たるときは、実際の繰上償還の日) から起算して5日前の日</p> <p>(4) 前項第3号の規定により整理銘柄に指定した銘柄 吸収分割又は新設分割がその効力を生ずる日から起算して4日前の日</p> <p>3 当取引所は、当取引所が必要と認める場合は、前項各号に定める日より前に、当該上場債券等を上場廃止することができる。</p> <p>(原簿のまっ消)</p> <p>第24条 当取引所が上場債券等の上場を廃止するとき は、その銘柄の上場廃止日に上場有価証券原簿の記載事項をまっ消する。</p> <p>第5章 定義</p> <p>(定義)</p> <p>第25条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 債券等 次の①から⑬までに掲げる有価証券をいう。</p> <p>① 内国法人の発行する社債券(法第2条第1項第5号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。)</p> <p>② 外国法人の発行する社債券(法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、前①に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。以下同じ。)</p> <p>③ 特別の法律により内国法人の発行する債券(法第2条第1項第3号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。)</p> <p>④ 特別の法律により外国法人の発行する債券(法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、前③</p>	

TOKYO PRO-BOND Market 上場規程	TOKYO PRO-BOND Market 上場規程施行規則
<p>に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。以下同じ。)</p> <p>⑤ 投資法人債券 (法第2条第1項第11号に掲げる投資法人債券をいう。以下同じ。)</p> <p>⑥ 外国投資証券 (法第2条第1項第11号に掲げる外国投資証券をいう。)のうち投資法人債券に類する証券</p> <p>⑦ 内国の者の発行する地方債証券 (法第2条第1項第2号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。)</p> <p>⑧ 外国の者の発行する地方債証券 (法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、前⑦に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。以下同じ。)</p> <p>⑨ 内国法人の発行する特定社債券 (法第2条第1項第4号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。)</p> <p>⑩ 外国法人の発行する特定社債券 (法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、前⑨に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。以下同じ。)</p> <p>⑪ 特定目的信託の受益証券 (法第2条第1項第13号に掲げる有価証券)のうち、信託期間中の金銭の分配について、あらかじめ定められた金額の分配を受ける種類のもの</p> <p>⑫ 外国の者の発行する特定目的信託の受益証券 (法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、前⑪に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。以下同じ。)</p> <p>⑬ 外国の発行する国債 (法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち、同項第1号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。)</p> <p>(2) 監査報告書等 監査報告書又はこれに準じたものをいう。</p> <p>(3) 上場債券等 当取引所に上場している債券等をいう。</p> <p>(4) 新規上場申請者 債券等の新規上場を申請する当該債券等の発行者をいう。</p> <p>(5) 特定証券情報 法第27条の31第1項に規定する特定証券情報をいい、証券情報等の提供又は公表</p>	

TOKYO PRO-BOND Market 上場規程	TOKYO PRO-BOND Market 上場規程施行規則
<p>に関する内閣府令（以下「証券情報等内閣府令」という。）第2条第1項第1号に規定する特定取引所規則において定める情報として第6条第2項でその内容を定めるものをいう。</p> <p>(6) 発行者情報 法第27条の3第1項に規定する発行者情報をいい、証券情報等内閣府令第7条第2項第1号に規定する特定取引所規則において定める情報として第15条第1項でその内容を定めるものをいう。</p> <p>(7) 日本会計基準 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表規則」という。）、四半期連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「四半期連結財務諸表規則」という。）、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「四半期財務諸表規則」という。）、中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「中間連結財務諸表規則」という。）並びに中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「中間財務諸表規則」という。）に規定する企業会計の基準をいう。</p> <p>(8) 米国会計基準 米国において一般に公正妥当と認められた会計基準をいう。</p> <p>(9) 法 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)をいう。</p> <p>(10) 国際会計基準 国際財務報告基準(IFRS)をいう。</p> <p>(11) 役員 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役、理事若しくは監事（上場債券等が特定有価証券である場合には、ファンドマネージャーを含む。）又はこれらに準ずる者（その者が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）をいう。</p> <p>(12) 特定有価証券 債券等のうち、法第5条第1項に規定する特定有価証券に該当するものをいう。</p> <p>(13) 運用会社 特定有価証券に係る金銭その他の</p>	

TOKYO PRO-BOND Market 上場規程	TOKYO PRO-BOND Market 上場規程施行規則
<p>財産の運用（その指図を含む。）を行う者（これらの者から運用又は運用指図に係る権限の全部又は一部の委託又は再委託を受けた者を含む。）及びこれに相当する者をいう。</p> <p>(14) 受託者 特定有価証券が信託契約に基づき設定される場合の当該信託契約における受託者及びこれに相当する者をいう。</p> <p>(15) ファンドマネージャー 金融商品取引法施行令第15条の4第2号に掲げる者をいう。</p> <p>(16) プログラム情報 債券等の上場申請を行おうとする者が、当取引所が定めるところにより公表することができる書類であって、債券等の発行残高の上限その他の情報を記載したものをいう。</p> <p>(17) プログラム上場 債券等の上場申請を行おうとする者がプログラム情報を当取引所に対して提出し、かつ公表することをいう。</p> <p>付 則 この規程は、平成23年5月17日から施行する。</p>	<p>付 則 この規則は、平成23年5月17日から施行する。</p>